

# 土砂災害（特別）警戒区域を確認しましょう 問総務課 ☎51-6703

土砂災害には「がけ崩れ」「地すべり」「土石流」の3種類があり、同区域が市内には233カ所あります。県では、土砂災害の恐れがある場所を「土砂災害（特別）警戒区域」に指定し、区域内の電柱などに注意を促す看板を設置しているほか、市では市ホームページにおいて、土砂災害ハザードマップを掲載しています。

## 土砂災害の種類



## 土砂災害（特別）警戒区域の看板例

**土砂災害に注意!**

この付近は  
**土砂災害警戒区域**  
(土石流) です



大雨のときには、土砂災害により著しい被害を受ける恐れがあります。自治体から避難指示などが発令された場合は、速やかに安全な場所に避難してください。

**青森県 県土整備部 河川砂防課  
上北地域県民局 地域整備部  
河川砂防施設課 0176-22-8111**

がけ崩れ	地すべり	土石流
<p>斜面の地表に近い部分が雨水の浸透や地震などで緩み、突然崩れ落ちる現象です。崩れ落ちるまでの時間が短いため、人家の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことが多いです。</p>	<p>斜面の一部または全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象です。移動する土塊の量が大きいため、甚大な被害を及ぼす危険性が高いです。</p>	<p>山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象です。時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。</p>
<p><b>【主な前兆現象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>がけにひび割れができる</li> <li>小石がパラパラと落ちてくる</li> <li>がけから水が湧き出る</li> <li>湧き水が止まる、濁る</li> <li>地鳴りがする</li> </ul>	<p><b>【主な前兆現象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地面がひび割れたり陥没したりする</li> <li>斜面から水が噴き出す</li> <li>井戸や沢の水が濁る</li> <li>地鳴りや山鳴りがする</li> <li>樹木が傾く</li> <li>亀裂や段差が発生する</li> </ul>	<p><b>【主な前兆現象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山鳴りがする</li> <li>急に川の水が濁り、流木が混ざり始める</li> <li>腐った土の臭いがする</li> <li>雨が降り続けているのに川の水位が下がる</li> <li>立木が裂ける音や石がぶつかり合う音がする</li> </ul>
<p>※前兆現象を認知したら、早めに避難行動をとりましょう。</p>		

## 6月は、土砂災害防止月間



◀県ホームページQRコード  
※警戒区域が確認できます。

土砂災害から身を守るためには、日頃の備えと早めの避難が必要です。土砂災害は、台風などの大雨の時期に特に多く発生します。事前に土砂災害警戒区域や避難場所などを確認し、身の危険や周囲に異変を感じたら、直ちに避難しましょう。

土砂災害警戒情報や土砂災害警戒区域等マップなど、土砂災害に関する情報は、県ホームページからご覧ください。

**【土砂災害（特別）警戒区域について】** 問県土整備部河川砂防課 ☎017-734-9670

## 防災ラジオを無料で貸与します 問総務課 ☎51-6703

市では、警戒情報が流れる「防災ラジオ」を無償で貸与しています。

「防災ラジオ」では、災害に関する緊急性の高い情報や市からのお知らせを聞くことができますので、ぜひご活用ください。

**貸与条件** ①市内に住所を有する人（1世帯につき1台）  
②市内に事業所を有する法人（1カ所につき1台）

### 申請に必要な物

- ▶防災行政無線戸別受信機借用申請書
  - ▶本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ※申請書は総務課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。



◀詳しくは市ホームページからご確認ください。

災害情報

行政情報

